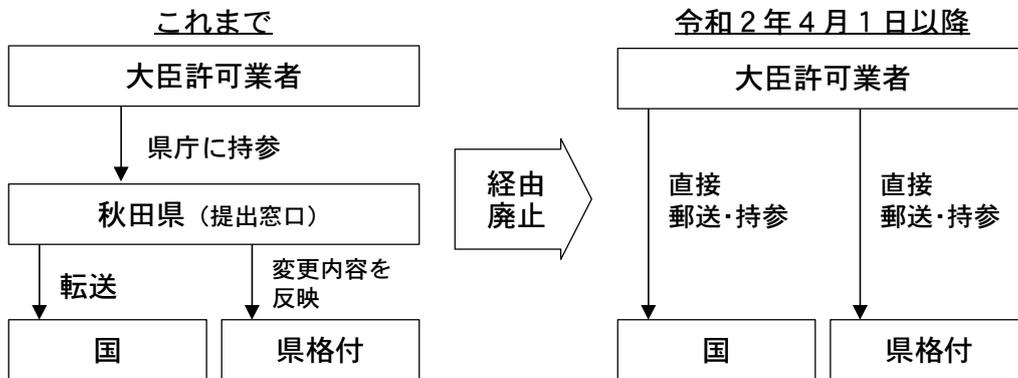


令和2年4月1日以降、国土交通大臣許可業者の建設業の許可・経営事項審査に係る書類の経路事務廃止に伴い、秋田県建設工事入札参加資格を有する県内国土交通大臣許可業者は、申請内容に変更があった場合、変更届を国と県の両方に提出してください

建設業法の改正により、これまで秋田県を経由して提出する必要があった**国土交通大臣許可に係る建設業許可・経営事項審査関係書類**について、令和2年4月1日以降、国土交通省（東北地方整備局）に直接提出することとなりました。

これに伴い、秋田県建設工事入札参加資格（県格付）を有する県内国土交通大臣許可業者は、下記に掲げる事項について変更があった場合は、国（東北地方整備局）に建設業許可に係る変更届を提出するほか、県に対しても入札参加資格の変更届を提出する必要があります。



《届出が必要な変更事項と必要な添付書類》

変更事項	必要書類
商号	登記事項証明書の写し
建設業許可番号	建設業許可通知書の写し、許可申請書の写し
本店の建設業許可工事種別	許可申請書及び別紙2「営業所一覧表」あるいは変更届出書（22号の2）の写し
本店代表者	登記事項証明書の写し
本店住所	登記事項証明書の写し
本店電話番号及びFAX番号	なし

※ 県内建設業者は受任先を設定することはできませんので、営業所に係る変更の届出は不要です。

《提出先》

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県 建設部 建設政策課
郵送の場合は、封筒に『入札参加資格変更届 在中』と記載してください。

お問い合わせ先

《建設業許可・経営事項審査に係る申請書・変更届について》
東北地方整備局建設部建設産業課 TEL 022-225-2171（代表）

《秋田県建設工事入札参加資格の変更届について》
秋田県建設部建設政策課 TEL 018-860-2425